

2021年5月12日

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症による緊急事態措置の実施期間
延長に対する弊社の方針について（第14報）

お客様各位

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、5月7日（金）に菅総理大臣より新型コロナウイルス対策による緊急事態宣言の実施期間の延長が発出されました。

これを受けまして、弊社ではテレワークを中心とした在宅勤務の実施期間を延長させていただくことにいたしました。

期間延長に伴い、お客様には引き続きご不便やご迷惑をおかけすることになり大変恐縮に存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【実施内容】

- ・業務形態：テレワークによる在宅勤務
- ・実施期間：令和3年5月31日（月）まで

※上記期間内のお問い合わせにつきましては、メールにてお願い申し上げます。

なお、今後も政府発表の動向によって適宜業務の変更を行います。ご了承のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

株式会社 春恒社
代表取締役社長 中山五男